

平成20年2月8日

国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）

～今こそ、“地方が主役”の行政体制への転換を～

全国知事会

はじめに

平成19年5月30日、地方分権改革推進委員会の「地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方」において、国の地方支分部局（以下、本提言においては「出先機関」という。）等の廃止・縮小の方針が示され、同委員会は、地方分権改革の重要課題として国の出先機関の整理に取り組む姿勢を、明確に打ち出した。そして、6月5日に行われた地方分権改革推進委員会と地方六団体との意見交換会では、丹羽委員長から、出先機関の整理についての考え方を提示するよう要請されたところである。

我々は、国の出先機関の整理は、国・地方を通じた行財政改革を実現させる手段として、国・地方の行政体制の簡素化に資するものであるとともに、第二期地方分権改革において最重点で行われるべき課題の一つであるということを、かねてより主張してきた。7月25日には全国知事会として、9月18日には地方六団体として、それぞれ同委員会に対し、「地方支分部局の整理に関する基本的な考え方」を提示し、国の出先機関の整理を推進するよう要請したところである。その一方で、出先機関に関する情報が極めて乏しいため、詳細な情報提供を求めたものである。

これを受け、同委員会では、各府省に対し調査を行い、10月10日に調査結果を公表するとともに、地方六団体及び全国知事会に対し、各論に立ち入った具体的な見直しの検討を行い、同委員会に提案するよう改めて文書による要請があった。

我々としては、この要請を真摯に受けとめ、限られたデータなど様々な制約がある中において、精力的に検討を重ねてきたところである。その結果、今般、全国知事会として「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策」を取りまとめたので、ここに提言するものである。

言うまでもなく、国の出先機関の廃止・整理及び地方への移譲は、行政サービスをより住民に近いところで行うという地方分権の主旨を体現するとともに、国と地方との二重行政の解消や行政機関の統合など、行革による行政コストの大幅カットをも実現し、国が国本来の役割に専念できる組織に生まれ変わる、いわば「一石三鳥」の極めて有効な改革手段である。

だからといって、国民の行政サービスが低下しては元も子もない。我々は、この提言が実現できれば、国全体で見て、より低コストで、より住民ニーズに的確に応え得る行政体制が構築されるとともに、住民の知恵と力を結集し、地域の個性や特色を生かした魅力的な地域づくりが全国で行えるようになり、地域活性化につながると考えている。住民にとっても、地方にとっても、国にとっても「三方よし」であり、すぐにでも具体的に実施に踏み切るべき最優先の政策である。

なお、本提言は平成 21 年度までの第二期地方分権改革における法制化を目指しており、現行の都道府県制のもとで十分に可能なものを提案しているものであり、現在、中期的視点から検討されている「道州制」論議の結論を待たず、先行的に実施されるべきであることを、強調しておきたい。

1 国の出先機関の見直しの検討方針

(1) 国の出先機関の整理に関する基本的な考え方

全国知事会においては、去る7月25日に「第二期地方分権改革」への提言を取りまとめ、「地方支分部局の整理に関する基本的な考え方」を示した。

さらには、地方六団体としても、9月18日に、「地方支分部局の整理に関する基本的な考え方」を取りまとめたところである。これらで示した基本的な考え方をベースにした、出先機関の整理の基本的な考え方は以下のとおりである。

ア 国の出先機関の事務・権限等については、まず、その必要性について十分な精査を行い、不要な事務・権限等は廃止したうえで、さらに仕分けを行い、民間でできること、民間が行うに相応しいことは民間に委ねることとする。

このような事務・権限等の精査を行い、なお実施すべきものについては、地方分権の視点から、地域の主体性が確保されるよう、『地方でできることは地方で』という考えのもとで、国と地方の役割分担の明確化を図ったうえで、地方に対して事務・権限等とそれに必要な財源とを一体的に移譲すべきである。

(なお、この場合の「権限」とは、出先機関の事務執行の権限だけでなく、中央府省が有する出先機関の事務に関する企画立案等の権限も含まれる。)

イ 国の出先機関については、アの基本的な考え方に基づき、さらには国と都道府県の二重行政の解消等による行政のスリム化を図る観点から、以下の基本方針に従って、廃止、縮小すべきである。

- ・都道府県単位の出先機関については、原則廃止
- ・ブロック単位の出先機関については、地方でできるものは廃止
- ・ただし、以下の組織については、合理化を図ったうえで残す

国の存立に関わる事務を取り扱う組織（入国管理局、税関 等）

全国的な規模・視点に立つて行う必要のある事務を取り扱う組織（地方航空局（航空管制部門）、管区气象台 等）

地方整備局等のうち公共事業等にかかる地方の役割を拡大した後に、なお国として全国的規模・視点から直接執行する必要性が極めて高いものを行う組織

ウ 国の出先機関の廃止、事務・権限等の地方への移譲に伴う国の職員については、まず、組織・事務の徹底した合理化を進め、その上で、地方として、必要な人員

の受け入れについて、協力をするものとする。

（２）留意事項

今回、全国知事会における検討については、上記の基本的な考え方にに基づき、整理していくものであるが、その場合において、次の点について留意することが必要である。

今回の検討対象は、地方分権改革推進委員会が組織・予算等を調査した８府省１７出先機関（５月２５日の経済財政諮問会議の試行的分類において「地方に移譲可能な事務」を行っている」とされた出先機関）に限って検討したものであること。また、現行の都道府県・市町村制を前提としており、道州制を前提とした検討ではないこと

特に平成２１年度までの第二期地方分権改革期間中に、法制化すべきものを取り上げていること。したがって、今回、国に残すとされた機関についても、今後の分権論議の動向、あるいは国と地方を取り巻く環境の変化等によっては、さらなる見直しが必要になることも想定されること

本来は、最初に、各事務事業の廃止・存続を精査し、民間移管の可否を検討したうえで、行政が引き続き行うべきとされたものについて地方移譲の可否を検討すべきであるが、この提言については、国と地方の関係でのみとらえて整理しているものであること

今回の見直しでは、分権的観点から『地方でできることは地方で』という考え方で整理していることから、地方運輸局の業務など、新たに地方で行うことになるものも移譲対象に含まれていること

国庫補助負担金については補助率の引き下げ等ではなく、件数を半減するなど大幅な整理合理化を図るべきであり、一部存続するものについても、関連業務の大幅な減少により本省へ移管する方向で検討するものであるが、今回の検討では、出先機関における国庫補助負担金関連の業務については考慮しないものであること

今回の検討に当たっては、地方分権改革推進委員会から提供された調査データを活用して、地方が自ら実施できるとの観点から事務事業を判断したもので

あるが、今後、詳細な情報が明らかになった場合には、さらなる検討が必要となる場合もありうること

地方への業務の移譲を行うに際しては、経費の積算に当たって地方側と十分協議のうえ、必要となる全ての経費について、国から地方への税源移譲等により確実な財源措置が行われること

2 検討結果

先に示した基本的な考え方に基づき、国の出先機関を廃止・縮小すべきという観点から、下記の省庁の出先機関について検討を行ったところである。この結果、下記のとおり、多くの機関について地方に移譲することが可能であり、廃止・縮小することができるという結論に至ったところである。

従って、地方分権改革推進委員会においては、この検討結果を踏まえ、国の出先機関の大幅な廃止・縮小に向け、抜本的な改革に取り組むべきである。

なお、今後さらに検討を要するとした論点については、地方分権改革推進委員会の場において、各省庁の意見を徴しながら、検討を進めていただきたい。

(1) 内閣府

沖縄総合事務局

国の直轄関係業務、財務局関係業務、その他の府省業務のうち地方整備局関係業務の一部など国が行うべきとされた業務以外は、原則として地方に移譲し、組織をスリム化する。各事務所・出張所等については、国の直轄事業を所管する事務所や財務出張所等をスリム化のうえで存続し、それ以外は地方に移譲したうえで廃止することができる。

ただし、沖縄総合事務局については、沖縄特有の事情に配慮する必要があり、今後さらに検討を要する。

(2) 法務省

法務局及び地方法務局

登記、戸籍等の民事行政事務については、できる限り地方に移譲し、組織のスリム化・統合をしたうえで、主に訟務関係を担当するという意見と、法務局及び地方法務局の全ての業務について、引き続き、国において実施すべきという意見があり、今後さらに検討が必要である。

(3) 総務省

総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む）

電波や情報通信業務の特性から、全国的な規模・視点に立った、単一の主体（国）によって一元的に実施される必要性があるため、国に残すべきである。

なお、ベンチャー企業支援や地理的情報格差の解消などの地域振興に関する事務については、都道府県で実施すべきとの意見があり、今後さらに検討が必要である。

(4) 厚生労働省

地方厚生局

大半の業務を地方に移譲することが可能であり、8の地方厚生局を廃止することができる。

なお、医療観察法に基づく指定医療機関の指定及び移送、輸出水産食品関係施設の監視指導、特定機能病院への医療監視及び各種国家試験関係業務については、国の業務として引き続き実施すべきと考えるが、本省（厚生労働省）に移管すべきと考える。

また、病原体等の管理対策、感染症法に基づく特定感染症指定医療機関の指定、麻薬の取締、薬の輸入に関する業務、医師・歯科医師の臨床研修に関する業務についても、国の業務として引き続き実施すべきであるという意見があり、さらに、健康保険、年金関係業務を行う機関については、今後、地方社会保険事務局、社会保険事務所のあり方とも関連づけるべきとの意見もあり、今後さらに検討が必要である。

都道府県労働局

全ての業務を地方に移譲することが可能であり、47の都道府県労働局を廃止することができる。

なお、都道府県労働局については、労働基準監督署や公共職業安定所のあり方を踏まえて、廃止を含め検討すべきという意見があり、今後さらに検討が必要である。

労働基準監督署

全ての業務を地方に移譲することが可能であり、327の労働基準監督署を廃止することができる。

なお、労働基準監督業務については、全国一律的に運用することを担保する

ことが課題であるという意見があり、今後さらに検討が必要である。

公共職業安定所

全ての業務を地方に移譲することが可能であり、584 の公共職業安定所を廃止することができる。

なお、職業安定業務の全国ネットワークの必要性を述べる意見があり、今後さらに検討が必要である。

中央労働委員会地方事務所

全ての業務を地方に移譲することが可能であり、7 の中央労働委員会地方事務所を廃止することができる。

(5) 農林水産省

地方農政局（北海道農政事務所、北海道統計・情報事務所を含む）

大半の業務を地方に移譲することが可能であり、地方農政局（ブロック機関 8、都道府県機関 301）を廃止することができる。

なお、農業協同組合検査関係、農地の土壌汚染防止及び除去関係、米・主要食糧の需給計画・流通関係、農業経営の改善及び安定関係については、国の業務として引き続き実施するが、本省（農林水産省）に移管すべきと考える。

また、災害復旧関係業務については、国の業務として引き続き実施するが、その実施体制のあり方については、なお検討を要する。

ただし、農業農村整備事業のうち、広域的かつ大規模で真に国が責任を負うべきものについては、国の業務として引き続き実施すべきという意見があり、今後さらに検討が必要である。

漁業調整事務所

漁業調整事務所については、その業務のうち漁船の検査業務については地方に移譲し、漁業調整や外国漁船寄港の許可等広域的視点から国が処理すべき業務については、本省移管等組織体制を再検討した上で、一部を除き廃止することができる。

なお、漁船の検査業務を含め、国の業務として、基本的に漁業調整事務所において対応すべきという意見もあり、今後さらに検討が必要である。

森林管理局、森林管理署

森林管理局（署）の業務のほとんどが、国有林に関するものと見受けられる

ため、組織のスリム化を進めながらも、国に残すべきである。

ただし、治山・地すべり事業のうち、民有林に関する業務があれば、地方に移譲可能という意見もあり、今後さらに検討が必要である。

（６）経済産業省

経済産業局

大半の業務を地方に移譲することが可能であり、経済産業局（ブロック機関 ８）を廃止することができる。

なお、原子力に関する広報、電源及び原子力関連施設の立地促進、発電水力調査など電気に関する統計調査等の事務については、国の業務として引き続き実施するが、本省（経済産業省）に移管すべきと考える。

（７）国土交通省

地方整備局

地方整備局については、道路事業や河川事業に係る国と地方の役割分担の大胆な見直し、都市計画の関与の廃止・縮小などにより、組織を縮小することができる。

災害復旧関係業務については、国の業務として引き続き実施する。

これにあわせ、国道事務所、河川事務所など、都道府県単位機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。

都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例

次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見があり、今後さらに検討が必要である。

道路：高速自動車国道、一般国道の一部で真に国が責任を持つべきもの

なお、真に国が責任を持つべき一般国道の範囲については、広域的な幹線道路網である基幹ネットワークを形成する道路、一般国道の重要な区間や 2 都道府県以上を連絡する幹線道路などの意見がある。

河川：2 都道府県以上にまたがる河川の一部で真に国が責任を持つべきもの

なお、1 都府県内の河川であっても、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系については、引き続き、国において実施すべきという意見や、自然災害から国民の生命・財産を守るための事業は、国が本来果たすべき役割であり、河川管理については国に残すべきという意見もある。

港湾：ふくそうする海域での航路整備、大型浚渫兼油回収船の運航に関する事務等

空港：第一種空港及び第二種 A 空港のうち、国際的及び広域的かつ基幹的な国内外

の航空ネットワークを形成する空港並びに共用飛行場
公園：国家的記念事業等として整備された公園等

北海道開発局

地方整備局に準じ、一部を除き縮小・廃止することができる。

地方運輸局

全ての業務を地方に移譲することが可能であり、地方運輸局（ブロック機関 10、都道府県機関 106）を廃止することができる。

なお、鉄道及び道路運送事業の安全確保、自動車の登録制度並びに水上運送、船舶、船員等に関する事務は、国の業務として引き続き実施すべきという意見や、陸運・海運業務については、専門的知識をいかに確保していくかについての問題提起があり、今後さらに検討が必要である。

地方航空局

東京航空局及び大阪航空局については、地域空港の整備に関する企画立案・調整、地域空港の管理・保守工事、機器施設・車両の保守及び航空機の騒音による障害の防止事務については地方に移譲するが、航空機の運航に係る事務、航空管制、飛行経路の承認については、引き続き国が行うので、存続する。

空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所、航空無線通信所、航空衛生センター及び空港無線標識所については、第一種空港及び第二種 A 空港のうち、国際的及び広域的かつ基幹的な国内外の航空ネットワークを形成する空港並びに共用飛行場の管理・保守工事関係、航空機の運航に係る事務並びに管制業務については引き続き国が行う必要があり、組織のスリム化のうえで存続し、その他の空港の飛行場の管理・保守工事関係は地方に移譲する。

（８）環境省

地方環境事務所

全ての業務を地方に移譲することが可能であり、原則として地方環境事務所（ブロック機関 7、都道府県機関 83）を廃止することができる。

ただし、国立公園の保全・整備に関する業務や朱鷺の野生復帰事業のように国際保護鳥に関する国家的プロジェクトについては、国において引き続き実施すべきという意見や、廃棄物の輸出入に関する業務については、他省庁との連携が課題であるという意見があり、今後こういった問題に限定してさらに検討していく必要がある。

（ 9 ）上記以外の行政改革について

組織改革について

出先機関のあり方について検討した結果は以上のとおりであるが、各出先機関の組織を見ると、例えば森林管理局のように、総務・企画部門の職員が全体の約 4 割を占めるなど、未だ十分な行革（組織・職員の合理化）が行われていないと見受けられるものが多い。出先機関の業務を地方に移譲するか否かにかかわらず、早急に抜本的な見直しを行うべきである。

また、現在の出先機関において、専門的な知識・技能を必要としている業務のうち、現在の都道府県の研修・能力開発の枠組みでは独自の養成が難しいものについては、その専門性を継承、確保する仕組みを構築していく必要がある。

今回の検討対象となっていない出先機関について

今回の検討対象である 8 府省 17 出先機関（地方分権改革推進委員会が組織・予算等を調査した機関）以外の出先機関においても、例えば、財務局・財務事務所のように、地方自治体の起債協議に係る業務等について、国から地方への関与の廃止の観点から見直したり、あるいは、国税局のように、都道府県及び市町村の税務関係業務との共同処理の可否等の観点から組織等のあり方について再検討を要する機関もあり、これらについても聖域とせず、議論の対象とすべきである。

（10）地方側の実施主体について

事務事業を地方に移譲する場合の実施主体については、業務の広域性や専門性から、基本的には都道府県が想定される。

また、移譲する業務のなかで、都道府県域を越える広域的な課題が出てくると想定されるが、こういった問題を解決するにあたり、広域連合等の活用についても積極的に検討していくことが必要である。

その一方で、今後、移譲対象事務事業の詳細な精査に伴い、住民生活に密接に関わる行政サービスと判断されるものについては、近接・補完性の原理に基づき、できる限り市町村で行う方向で検討すべきである。

3 今後の進め方について

(1) 地方分権改革推進委員会との十分な連携について

地方分権改革推進委員会におかれては、国の出先機関の見直しに関する原則を掲げた本提言を最大限に尊重するとともに、今後地方分権改革推進委員会の場で本提言で提起している論点を各省庁との意見を徴しながらさらに詰め、今後行うこととされている政府への勧告に、本提言の内容を十分反映させることを強く希望する。

政府におかれても、地方分権改革の本旨にかなった改革を一刻も早く進めるため、本提言ですぐに着手できるものについては、同委員会の勧告を待たず、前倒しで取り組んでいただきたい。

我々地方側としても、国に一方的に改革を求めるだけではなく、住民からさらに信頼されるよう、また、自立（律）的な行財政運営に資するよう、自ら一層の行財政改革を断行し、スリムで無駄のない行政体に磨き上げていく所存である。

(2) 民間移管・開放について

今回検討したなかで、民間開放できる業務についても検討が必要と考えられるものがあり、今後、地方分権改革推進委員会の場で、民間移管や民間開放の可否について判断されることを強く期待する。

(3) 国と地方との検討体制の構築について

国の出先機関の見直し及び事務事業・税財源・職員の移譲等を進めるに当たっては、国と地方との間に検討・協議のための組織等を設置し、具体的な進め方や手順等を事前に十分に協議することが必要である。

国から地方へ移譲すべき業務に係る職員数及び財源

(1) 移譲すべき業務に係る職員数の試算

今回の検討対象の出先機関の職員数（国家公務員）は、地方分権改革推進委員会の調査に基づくと95,901人（ブロック単位機関22,505人、都道府県単位機関73,396人）であるが、そのうち地方に移譲すべき業務に係る職員数は最大で約75,000人（ブロック単位機関約14,000人、都道府県単位機関約61,000人）であり、廃止すべき国の関与関係業務に係る職員数は約1,000人となった。

地方として、移譲される業務の執行に必要な人員について国からの受け入れに協力するものであるが、職員移譲の検討を具体的に進めるに際しては、地方側と十分な協議を行いながら、詳細に検討していくべきである。

仮に、二重行政の解消による業務の見直しや、徹底的な組織等の見直しなど大幅な合理化を図ることを前提に、一定の条件のもとに試算を行った場合には、必要な職員数は約55,000人（ブロック単位機関約10,000人、都道府県単位機関約45,000人）という計算となる。 【別紙2参照】

また、これに加え、地方に移譲しないものを含め、出先機関を整理・合理化することによって、さらなる大幅な人員の削減が可能であると考えられる。

なお、実際の移譲すべき業務に係る職員数等はさらに精査する必要がある。

(2) 移譲すべき財源の試算

上記（1）によって試算した職員数に必要となる人件費相当額と、現在、出先機関で実施している事務事業の移譲に伴い必要となる事業費相当額を、一定の条件のもとに試算すると、人件費は約7,000億円（合理化による試算の場合は約5,100億円）、事業費は約2兆6千億円となる。 【別紙3参照】

なお、今回の試算は、一定の想定による概算であり、実際の移譲に当たって必要となる事業費は改めて精査されるべきである。

(3) 業務の移譲に伴う財源措置

地方への業務の移譲を行うに際しては、経費の積算に当たって地方側と十分協議のうえ、必要となる全ての経費について、国から地方への税源移譲等により確実な財源措置が行われることが、業務移譲の絶対条件である。

国の出先機関の廃止等による地域活性化、行政改善想定事例

国の出先機関を廃止・整理して、関係業務を地方にまかせれば、より住民に身近なところで行政サービスが行われるようになり、併せて、国から地方への関与や規制の見直し等も進めることにより、住民の知恵や工夫を反映させ、地域の特色を生かした魅力的なまちづくりが可能となるなど、まさに“住民が主役”の地域づくりが行えるものとする。

また、省庁縦割の指揮系統による“縦割行政”が行われる出先機関と違って、地方自治体では各行政分野の横断的な連携による“総合行政”が可能となり、限られた行政資源や財源をより効率的、効果的に運用することが可能となる。

すなわち、国の出先機関の廃止等及び関係業務の地方への移譲は、地域の活性化と行政サービスの向上をもたらすものである。

そうした事例の一部を、別紙4で紹介する。

〔別紙1〕

廃止等対象機関数の試算(概算)

国の出先機関の現行の機関総数 3,438機関(ブロック単位 92、都道府県単位 3,346)
うち、廃止(統合含む)対象 2,770機関(ブロック単位 48、都道府県単位 2,722)

所管府省及び機関の種別			計	廃止・統合	存続	備 考
内閣府	沖縄総合事務局	ブロック	1		1	廃止・統合を行わないという案もある
		都道府県	34	30	4	
総務省	総合通信局	ブロック	11		11	
法務省	法務局	ブロック	8		8	廃止・統合を行わないという案もある
	地方法務局	都道府県	531	492	39	
厚生労働省	地方厚生局	ブロック	8	8		
	都道府県労働局	都道府県	47	47		
	労働基準監督署	都道府県	327	327		
	公共職業安定所	都道府県	584	584		
	中央労働委員会地方事務所	ブロック	7	7		
農林水産省	地方農政局	ブロック	8	8		
		都道府県	301	301		
	林野庁	ブロック	7		7	民有林関係業務がある場合は地方移譲可能という意見もあり、その際は縮小する。
	森林管理局	都道府県	128		128	
	水産庁 漁業調整事務所	ブロック	6		6	廃止すべきという案と存続すべきという案の両論がある。
経産省	経済産業局	ブロック	8	8		
		都道府県	6	6		
国土交通省	地方整備局	ブロック	8		8	廃止、存続の前提については(注)を参照 有珠復旧事務所(復旧の進捗を踏まえて廃止を検討)
		都道府県	1,000	629	371	
	北海道開発局	ブロック	1		1	
		都道府県	118	117	1	
	地方運輸局	ブロック	10	10		
		都道府県	106	106		
	地方航空局	ブロック	2		2	廃止、存続の前提については(注)を参照
		都道府県	81		81	
環境省	地方環境事務所	ブロック	7	7		
		都道府県	83	83		
総 計		ブロック	92	48	44	一部、廃止・統合を行わないという案もある
		都道府県	3,346	2,722	624	
		小 計	3,438	2,770	668	

（注）

○ 地方整備局及び北海道開発局の検討においては、道路及び河川について、真に国が責任を持つべき範囲について明確になっていないため、本来であれば分類は不可能であるが、便宜的に、道路については全ての一般国道を地方に移譲する仮定のもとに、河川については単一の都道府県で完結する河川の全てを移譲する仮定のもとに分類した。

なお、高速自動車国道に関する組織は国に残すべきであるが、部署等が不明のため、便宜的に地方に移譲する仮定のもとに分類した。

○ 地方整備局及び地方航空局の検討においては、空港の設置・管理について、各空港が果たしている役割・機能を踏まえた再整理がなされておらず、国際的及び広域的かつ基幹的な国内外の航空ネットワークを形成する空港の範囲が明確になっていないため、第二種A空港については全て地方に移譲する仮定のもとに分類した。

〔別紙2〕

地方移譲対象業務に係る職員数の試算(概算)

国の出先機関の現行の職員数 95,901名(ブロック単位 22,505名、都道府県単位 73,396名)
 移譲対象業務に係る職員数 75,010名(ブロック単位 14,161名、都道府県単位 60,849名)
 (合理化後に移譲する試算の場合 55,105名(ブロック単位 10,257名、都道府県単位 44,848名))

(単位:人)

所管府省及び機関の種別			計	廃止	国残留	地方移譲	合理化削減		合理化後移譲	備 考
内閣府	沖縄総合事務局	ブロック	599	22	233	344	110	234	最大限に地方に移譲した場合の数値	
		都道府県	389	9	19	361	129	232		
総務省	総合通信局	ブロック	1,439	0	1,439	0	0	0		
法務省	法務局	ブロック	3,554	0	223	3,331	490	2,841	最大限に地方に移譲した場合の数値	
	地方法務局	都道府県	7,536	0	108	7,428	1,168	6,260		
厚生労働省	地方厚生局	ブロック	623	36	147	440	81	359		
	都道府県労働局	都道府県	5,618	0	0	5,618	1,005	4,613		
	労働基準監督署	都道府県	4,888	0	0	4,888	875	4,013		
	公共職業安定所	都道府県	12,099	0	0	12,099	2,121	9,978		
	中央労働委員会地方事務所	ブロック	30	0	0	30	10	20		
	農林水産省	地方農政局	ブロック	4,569	506	679	3,384	1,251	2,133	
		都道府県	11,479	0	30	11,449	4,022	7,427		
林野庁		ブロック	1,170	0	1,170	0	0	0	民有林関係業務があれば地方移譲可能という意見もある	
森林管理局		都道府県	3,537	0	3,537	0	0	0		
水産庁		ブロック	172	55	113	4	1	3	国の事務を移譲するという案の場合	
漁業調整事務所										
経産省	経済産業局	ブロック	1,799	473	349	977	305	672		
		都道府県	53	6	9	38	7	31		
国土交通省	地方整備局	ブロック	4,942	24	2,074	2,844	1,006	1,838	廃止等の前提については(注)を参照	
		都道府県	16,427	0	5,392	11,035	4,295	6,740		
	北海道開発局	ブロック	893	5	303	585	201	384		
		都道府県	4,883	0	19	4,864	1,795	3,069		
	地方運輸局	ブロック	1,975	0	108	1,867	362	1,505		
		都道府県	2,503	0	0	2,503	395	2,108		
	地方航空局	ブロック	510	0	363	147	44	103	廃止等の前提については(注)を参照	
		都道府県	3,833	0	3,417	416	168	248		
環境省	地方環境事務所	ブロック	230	14	8	208	43	165		
		都道府県	151	1	0	150	21	129		
総 計		ブロック	22,505	1,135	7,209	14,161	3,904	10,257		
		都道府県	73,396	16	12,531	60,849	16,001	44,848		
		小 計	95,901	1,151	19,740	75,010	19,905	55,105		

(注)

○ 地方移譲対象業務に係る人数の検討に当たっては、地方分権改革推進委員会から提供のあったデータをもとに、各出先機関の組織ごとの業務の仕分けを行い、地方との二重行政の解消や関与の廃止等により消滅する事務、存続すべき事務については、国に残すべき事務、地方に移譲すべき事務のうち権限移譲によって新たな事務が発生するもの、地方に移譲すべき事務のうち既に地方でも同様の業務を行っているもの、地方に移譲すべき事務に係る内部管理・総務関係業務に、それぞれを分類し、そのうち地方に移譲すべき事務(、 、)に係る職員数を、さらに合理化して地方に移譲するという考え方から積算している。

○ 「合理化削減」は、合理化による職員削減数を試算したものである。

地方側に業務を移譲した場合は、地方の行政改革推進の際の例から、特に管理職業務や内部管理・庶務業務については、大幅な合理化削減が一般的に可能と考えられ、受け入れる側の地方の既存組織との重複が大きいと判断される内部管理・庶務業務、また管理職を中心にして、一定の合理化削減を見込んでの試算としている。

○ 「国残留」には、国に残すべき事務に係る職員数と、今回は具体的な検討まで行わなかった国庫補助負担金業務に関わる職員数も含まれる。

○ 地方分権改革推進委員会からのデータの各組織において、複数の業務が存在している場合、主たる業務によって判断することを基本にしているが、明らかに別々の業務が混在している場合は、適宜、職員数を分割して分類した。

○ 地方整備局及び北海道開発局の検討においては、道路及び河川について、真に国が責任を持つべき範囲について明確になっていないため、本来であれば分類は不可能であるが、便宜的に、道路については全ての一般国道を地方に移譲する仮定のもとに、河川については単一の都道府県で完結する河川の全てを移譲する仮定のもとに分類した。

なお、高速自動車国道に関する組織は国に残すべきであるが、部署等が不明のため、便宜的に地方に移譲する仮定のもとに分類した。

○ 地方整備局及び地方航空局の検討においては、空港の設置・管理について、各空港が果たしている役割・機能を踏まえた再整理がなされておらず、国際的及び広域的かつ基幹的な国内外の航空ネットワークを形成する空港の範囲が明確になっていないため、第二種A空港については全て地方に移譲する仮定のもとに分類した。

〔別紙3〕

事業経費の移譲額(補助事業分を除く)の試算(概算)

国の出先機関の現行の事業経費 111,831億円(ブロック単位 59,504億円、都道府県単位 52,327億円)

うち、地方へ移譲する事業経費 25,880億円(ブロック単位 513億円、都道府県単位 25,367億円)

(単位:百万円)

所管府省及び機関の種別			総経費(a)			補助事業以外 (人件費・地方 負担除く) (a)-(b)-(c)	地方への移 譲額	備 考
				補助事業(b)	人件費・地方負 担(c)			
内閣府	沖縄総合事務局	ブロック	60,346	49,264	5,041	6,041	3,469	最大限に地方 に移譲した場合 の数値
		都道府県	80,911	0	25,425	55,486	51,492	
総務省	総合通信局	ブロック	14,781	0	12,088	2,693	0	
法務省	法務局	ブロック	42,546	0	29,854	12,692	12,345	最大限に地方 に移譲した場合 の数値
	地方法務局	都道府県	111,828	0	63,302	48,526	48,326	
厚生労働省	地方厚生局	ブロック	6,527	0	4,710	1,817	1,113	
	都道府県労働局	都道府県	645,354	0	189,882	455,472	455,472	労働局、労基 局、職安を一括 計上
	労働基準監督署	都道府県						
	公共職業安定所	都道府県						
	中央労働委員会地方事務所	ブロック	346	0	252	94	94	
農林水産省	地方農政局	ブロック						全て都道府県単 位機関の事業費 として計上
		都道府県	1,154,867	795,292	195,521	164,054	155,063	
	林野庁	ブロック	150,409	0	50,745	99,664	0	民有林関係事業 費は地方移譲可能 という意見もある
	森林管理局	都道府県						
	水産庁	ブロック	2,056	0	1,445	611	14	国の事務を移 譲するという案 の場合
漁業調整事務所								
経産省	経済産業局	ブロック	115,544	97,421	15,557	2,566	1,680	全てブロック単位 機関の事業費とし て計上
		都道府県						
国土交通省	地方整備局	ブロック	5,441,820	5,434,331	2,247	5,242	3,779	地方への移譲 額の算定につい ては(注)を参照
		都道府県	2,654,277	0	889,652	1,764,625	1,310,962	
	北海道開発局	ブロック	23,665	1,750	7,501	14,414	13,376	
		都道府県	580,829	0	41,017	539,812	510,689	
	地方運輸局	ブロック	44,331	0	37,615	6,716	6,716	
		都道府県	2,604	0	0	2,604	2,604	
	地方航空局	ブロック	37,496	0	11,773	25,723	3,335	予算計上は本 局のみ (注)を参照
		都道府県						
環境省	地方環境事務所	ブロック	10,508	1,535	3,491	5,482	5,387	
		都道府県	2,076	18	0	2,058	2,053	
総 計		ブロック	5,950,375	5,584,301	182,319	183,755	51,308	
		都道府県	5,232,746	795,310	1,404,799	3,032,637	2,536,661	
		小 計	11,183,121	6,379,611	1,587,118	3,216,392	2,587,969	

（注）

- 国庫補助負担金の整理合理化と合わせて検討されるべき国庫補助事業分については、今回は除外している。
- 内訳の人件費の金額が不明なもの、国直轄事業費に含まれる地方負担分が不明なものが多くあり、また、各業務ごとに経費が算出されずに事業もしくは会計ごとの決算額しか示されていないため、各事業費と事業を執行・管理する組織の関係が不明であることなどの理由から、今回の事業費の積算は、かなりの部分が類推に依らざるを得なかった。
- 人件費が事業費の中に含まれるもので、その内訳が不明なものについては、人件費単価を840万円（「平成18年地方公務員給与の実態」調査結果（総務省）等から都道府県一般行政職平均値の期末勤勉手当、共済負担金を含めた給与等単価を試算したもの）と想定して計算している。
- 国直轄事業費に地方負担分も含まれているものについて、その内訳が不明なものについては、事業費の3割を地方負担分として想定計算し、地方への移譲額から除外している。
- 地方分権改革推進委員会からのデータでは、各業務ごとに経費が算出されずに事業もしくは会計ごとの決算額しか示されていないため、事業を執行・管理する組織（職員数）を類推し、地方移譲対象の職員数の割合によって事業費を推計している。
- 地方整備局及び北海道開発局の検討においては、道路及び河川について、真に国が責任を持つべき範囲について明確になっていないため、本来であれば分類は不可能であるが、便宜的に、道路については全ての一般国道を地方に移譲する仮定のもとに、河川については単一の都道府県で完結する河川の全てを移譲する仮定のもとに分類した。
- 地方整備局及び地方航空局の検討においては、空港の設置・管理について、各空港が果たしている役割・機能を踏まえた再整理がなされておらず、国際的及び広域的かつ基幹的な国内外の航空ネットワークを形成する空港の範囲が明確になっていないため、第二種A空港については全て地方に移譲する仮定のもとに分類した。
- なお、本文の、移譲業務に対応する職員数を基にした人件費相当額の積算に当たっては、人件費の単価を、「平成18年地方公務員給与の実態」調査結果（総務省）等を用いて、都道府県一般行政職平均値の期末勤勉手当、共済負担金に、退職手当も含めた約930万円とした（光熱水費、ネットワーク使用料、事務机、パソコン等の運営経費は含まず）。

国の出先機関の廃止等によって地域活性化や行政改善が想定される事例

事例 1

○縦割組織の出先機関の廃止、地方移管による地域の実情に即した総合行政の展開

【現 状】

これまで、地域活性化や産業振興のための行政に関わる国の出先機関の所管として、例えば、経済産業局は企業支援施策等の実施、地方農政局は農業振興のほか工場立地等の際の農地転用（一定面積以上）に関わる業務、地方運輸局は観光振興関係業務、公共職業安定所は求人・求職者への対応などをそれぞれ行ってきたが、省庁縦割の対応であり、横断的な相互連携が必ずしも十分ではなかった。

【改善後】

これらの縦割組織の機関を廃止し、関係業務を地方自治体にゆだねれば、地方が、地域の実情を踏まえて各分野の取り組みを調整しながら、タイミングを逸することなく企業誘致を進めたり、既存立地企業や地場産業の二次展開を支援したり、第一次・第二次・第三次産業の融合や異業種交流、さらには雇用確保や人材育成等を、より総合的に推進することが可能となる。

事例 2

○地域の実情に応じた一体的な道路整備・管理（地方整備局の廃止・縮小の事例）

【現 状】

一般国道については、

「指定区間」 → 地方の意見を踏まえながら最終的には地方整備局等で優先順位を付け、整備箇所及び管理方法を決定

「指定区間外」 → 地方で優先順位を付け、整備箇所及び管理方法を決定

という基本的枠組みの中でそれぞれ調整しながら、優先順位を付けて整備等を行っているが、事業主体が異なるとともに、指定区間の事業費に対して地方の負担金が求められることから、限られた財源の中で指定区間に優先的に財源を確保する必要があり、指定区間、指定区間外を通じたより効率性の高い道路整備等を行うには限界がある。

【改善後】

一般国道について真に国が責任を持つべきかどうか大胆に見直して、地方が管理すべきとしたものを必要な財源と併せて地方に移譲することで、地方が自ら管理する他の道路と併せて、地域全体で優先順位の高い道路に集中投資するなど、道路利用者及び地域住民の視点から地域の実情に合った道路整備等を自らの責任と判断で主体的に行えることになる。

事例 3

○都市計画決定及び変更の手続きの改善（地方整備局の縮小の事例）

【現 状】

県管理の国道・一級河川、国土交通大臣が指定した都市計画区域（市町村）における4車線以上の都道府県道などの都市計画を決定（変更）する場合の国土交通大臣同意について、同意まで2～3ヶ月程度(案件によっては半年以上要する場合もある)の時間を要し、迅速な手続きの妨げとなっているほか、都市計画決定及び変更を行うにあたって、都道府県が自らの責任と判断で行うこととなっていない。

【改善後】

本来、これら都市計画の手続きは地域の実情に即し、都道府県が自らの責任と判断で行うべきであり、全体的なネットワーク形成が求められる施設は、それぞれの管理者による別途協議を行った上で、基本的には国（地方整備局等）の関与無く事務を行うべきである。

このため、これらの手続きに関する国土交通大臣の同意を不要とするとともに、例外的に大臣同意が必要な案件についても、都市計画決定及び変更に係る協議・同意の手続き期間の短縮を図ることにより、より地域の実情に即した都市づくりを迅速に実施できるようになる。

事例 4

○地方厚生局の廃止（都道府県への権限移譲）による、健康づくり、医療、福祉、さらには、地域づくりまでを連動させた包括的な政策の展開（地方厚生局の廃止の事例）

【現 状】

国の厚生行政は、健康づくり、医療、福祉の各施策が縦割りの行政になっており、また、それぞれの地域のニーズにあった運用が十分になされていない。

地方厚生局における事務については、社会福祉法人への指導、監査に関する事務など、既に地方でも同様の事務を実施している事務があり、国と地方の二重行政になっている。

このため、健康づくり・医療・福祉の施策を、統一の方針のもと、地域の実情を踏まえた包括的な政策を実施できず、地域の需要の変化に迅速に対応できていない。

【改善後】

21世紀の健康・医療・福祉のあるべき姿として、地域住民のニーズに対応して、健康づくり、医療、福祉、さらには、地域づくりまでを連動させた包括的な政策を展開していく必要があるが、これは、総合行政の担い手である地方自治体が担うべき政策である。

地方厚生局を廃止し、地方厚生局の大半の業務を、都道府県に移譲することにより、地域住民のニーズに迅速に対応した、健康づくり、医療、福祉、さらには、地域づくりまでを連動させた包括的な視点からの一体的な施策展開が可能になる。

事例 5

○ 看護師等養成施設の指定及び監督の改善（地方厚生局の廃止の事例）

【現 状】

看護師等養成施設の指定にあたり、地方厚生局では新規指定のほか、校舎の用途変更やカリキュラム変更などの承認も行っている。

医師、看護師不足や救急医療への対応等、医療現場が、また、新人看護師の早期離職や医療の高度化への対応等、看護現場が、多くの問題を抱える中、各養成施設においても、地域医療の特性を踏まえ、有能な看護師等の養成が求められており、地域の需要の変化に応じたカリキュラムの変更や、看護師等不足数を満たすための定数変更に係る承認手続については、迅速な対応が求められる。

【改善後】

地方厚生局の廃止及び業務の移譲に伴い、各養成施設の指定や変更承認等の事務を一括して都道府県に移譲することで、地域の医療需要の変化等に対応した迅速な養成体制の構築が可能となる。

これによって、地域のニーズに応じた看護師等が養成され、充実した医療サービスが住民に提供されることが期待される。

事例 6

○ 総合衛生管理製造過程の承認の改善（地方厚生局の廃止の事例）

【現 状】

地方厚生局では、総合衛生管理製造過程の承認について、食品衛生法に基づく牛乳、乳製品、清涼飲料水、食肉製品、魚肉ねり製品、容器包装詰加圧加熱食品を対象食品とした事業所の承認を行っている。

事業所の承認にあたり地方厚生局では、承認申請書類を受付して内容の審査と現地調査を行っている。また、地方厚生局の依頼により、都道府県や保健所設置市が現地調査に同行し、その際に指摘された改善事項の確認調査を後日実施しているが、都道府県等の職員が改善事項について調査を行っても、その結果を地方厚生局に報告し、国の決定を待たねばならない。

【改善後】

地方厚生局の廃止及び業務の移譲により都道府県では、総合衛生管理製造過程の事業所承認事務と、既に行っている営業許可等の事務とを一元的に行うことができる。それにより事業者にとっては、窓口が一本化され、承認までの期間が短縮するなどの利便性が向上する。

これによって、総合衛生管理製造過程の承認を受ける事業者が増加し、住民へ、より安全で安心な食を提供されることが期待される。

事例 7

○農地転用許可権限の一元化による地域活性化

【現 状】

2 ha 超 4 ha 以下の農地転用については、都道府県知事が許可権限を有しているが、当分の間、国（地方農政局長）との協議が必要とされていることから、県の審査後に再度国が同様の審査を行う二重行政になっている。そのため、事業者の負担が増大するとともに国への協議に一定の期間を要するため、許可までの期間が長期化するなどの弊害が生じている。

【改善後】

国への協議を廃止することにより、事業者の負担を軽減し、許可までの期間を短縮することができる。また、土地利用に関する他の権限の多くは、自治体に移譲されていることから、他法令との調整も、より迅速に行うことができる。

一方、国が許可権限を有する 4 ha 超の農地転用についても、権限移譲がされることで他法令調整をより迅速に行うことができる。

このように、国への協議を廃止するとともに、4 ha 超の農地転用許可権限の移譲による農地転用許可権限の一元化により、農地転用許可事務が効率化され、結果として地域経済の活性化が期待される場所である。

事例 8

○中小企業への支援等に係る二重行政の解消（経済産業局の廃止の事例）

【現 状】

経済産業局においては、中小企業の経営基盤の強化や経営革新の促進を図るという名目で、下記のように、相談窓口の設置、フォーラムの開催、研究開発支援などを実施しているが、地方も同様の事業を実施しており、経済産業局と地方との二重行政となっている。

そのため、支援策が重複したり、整合性を欠いたり、審査等に時間を要するなどの弊害をもたらし、ひいては地域経済の発展を阻害することとなっている。

（１）個別の経済団体・中小企業に対する支援

- 経営基盤の強化 ○経営革新・創業の促進（中小企業に対する相談、各種補助金の交付、経営革新計画の承認等） ○商業・商店街活性化支援 ○地域産業の活性化支援
- ものづくりの振興支援

（２）個別のベンチャー企業に対する支援（技術開発支援、経営相談・支援、金融支援）

（３）次世代成長産業の育成（セミナー開催や就職フェアの開催等企業に対する支援）

（４）国際経済交流の推進（海外ミッションの派遣、地域間経済交流団体の組織化）

【改善後】

経済産業局を廃止し、中小企業への支援等を、地方が一元的かつ自主的・主体的に取り組むことができるようにすれば、支援を受ける中小企業としては、一つの窓口を通じて適切な支援をより早く受けることができるようになり、ひいては地域経済の発展に資するものと考えられる。

事例 9

○ 公共職業安定所（ハローワーク）の廃止（都道府県への権限移譲）により、地域の実状にあった効果的な職業紹介を実施

【現 状】

国の労働行政は、縦割り行政のため、産業行政（経済産業省）との連携が殆どとられておらず、また全国一律の方針により、地域の実状にあった運用が十分にはなされていない。

特に職業紹介は、地域経済の活性化に不可欠な人材の確保・育成や企業誘致など、地域の産業振興や住民福祉と密接に関わっており、これらの情報を集約し、一体的に行うべきである。

【改善後】

都道府県では、企業ニーズや地域が優位性を持つ産業及び職種に係る人材の情報等、多くの独自情報を有している。これらと連携してきめ細かく職業紹介を行うことが、雇用におけるミスマッチを発生させないことにもつながる。

このため、公共職業安定所（ハローワーク）を廃止し、職業紹介の事務については、地域に密着した情報を持ち、地域ニーズにきめ細かく対応できる都道府県に一本化し、地域の産業政策と関連づけた職業紹介を行うことにより、地域の実状に応じたきめ細かな就業支援を行うことができる。

また、来年度以降、国の行革により、地方の一部のハローワークが廃止対象となっている。国が管理しているために、地域の実状を無視した全国一律の基準で行革が行われているが、都道府県であれば、人員配分を振り分けたり、他の業務と融合するなど柔軟な対応により、効果的、効率的に事業を継続することが可能である。

事例 10

○ 公害規制法等に基づく立入検査の改善等（地方環境事務所の廃止の事例）

1 公害規制法、廃棄物処理法に基づく立入検査の改善

【現 状】

地方環境事務所で実施の公害規制法、廃棄物処理法に基づく緊急時の立入検査については、都道府県においても通常時とともに緊急時の立入検査を行っており、二重行政になっている。

【改善後】

立入検査を都道府県において一元的に行うことが、地方環境事務所で実施の立入検査の廃止による行政コストの削減はもとより、公害規制・廃棄物監視行政の一貫性を高め、地域における自主的・主体的な環境保全に役立つものとする。

2 環境教育や環境保全活動、地球温暖化に関する普及啓発活動の充実

【現 状】

環境教育や環境保全活動、地球温暖化に関する普及啓発活動については、地方環境事務所と地方自治体とで類似の取組みがなされている。

【改善後】

これらの活動を地方自治体に集約することで、行政コストの削減はもとより、地域住民の日常生活に根ざした身近な親しみやすいテーマによる活動の充実など、効果的、効率的な事業展開が図れるものとする。

3 個別リサイクル法に基づく立入検査の改善

【現 状】

地域における廃棄物の不法投棄や放置自動車に関する対策などは地方自治体で実施している一方、家電、自動車等の個別リサイクル法に基づく立入検査については、現在、地方環境事務所が実施しており、地域における総合的・機動的な廃棄物・リサイクルの推進に支障となっている。

【改善後】

例えば、自動車製造業者への立入検査の権限を都道府県に移譲することで、現在、地方自治体を実施している放置自動車対策や自動車販売業者等への立入検査とあわせて、一元的な指導が可能となるなど、地域における廃棄物・リサイクルの推進に役立つものとする。